

平和 戦後70年を考える

6月は西原町平和月間です。(関連記事22・24ページ)



今月のトピックス

まちの財政事情(平成26年度下半期)・・・2
よくわかる! 国勢調査! ・・・3
国保が危ない! ・・・4
児童手当現況届 ・・・6
病後児保育事業 ・・・7
食育月間 SATシステム体験会 ・・・8

みんなで受けよう! 集団健診 ・・・10
ヒミツの「さわりん」 ・・・11
母子保健推進員 ・・・14
貯水槽(水タンク)の管理、水道週間 ・・・15
平成27年度町県民税 ・・・16
6月は環境月間です! ・・・18

町の世帯・人口 平成27年4月30日現在		
人口	男	17,608人
	女	17,536人
	計	35,144人
世帯数	13,815世帯	



平成27年度西原町平和月間 6月1日～6月30日

西原町では6月を「平和月間」とし、平和事業の重点的施策推進(西原町平和条例)と相互の関連性を持たせ、住民、地域、学校、大学、企業、行政及び関係団体が一体となって事業を推進することを目的とする。

西原町平和音楽祭2015

～戦後70年 未来へつなぐ 平和への想い～

入場
無料



司会:津波信一

日時 6月23日(火) 17:30

会場 西原運動公園 交流広場(※雨天時は中止となります)

主催 西原町



西原高校マーチングバンド部



西原町小中高合同吹奏楽団



読みあいネットワーク喜楽星7



手話ダンスサークル「月桃」



海勢頭豊



太鼓「維」(つなぐ)プロジェクト



しおり



古謝美佐子

【お問い合わせ】総務部企画財政課 ☎945-4533

平和講演会&資料展

入場
無料

戦後70年事業『平和講演会』戦後70年・沖縄戦から何を学ぶか ～未来への平和メッセージ～

講師 新城 俊昭(沖縄大学客員教授)

場所 さわふじ未来ホール

日時 7月3日(金) 15:00～

※あわせて「ミニコンサート」も行います

【お問い合わせ】総務部企画財政課 ☎945-4533 教育部生涯学習課 ☎945-5036

町立図書館

『戦争と西原』～平和資料展～

開催期間 6月19日(金)～6月30日(火)

・「西原町戦争体験証言記録の展示」 ・「写真展」 ・「平和を考える本の展示」

ワークショップ「戦争体験者の記録を手づくり本にしよう」

平和上映会

日時 6月20日(土)、21日(日) 14:00～16:00

日時 6月21日(日) 11:00～

場所 2階 集会室

場所 2階 集会室

【お問い合わせ】西原町立図書館 ☎944-4996

中央公民館

沖縄戦の写真・パネル・遺品展

「町内から出た戦争遺品」、「遺品・遺骨が出た場所の概要、証言集」、「沖縄戦とひめゆり学徒写真パネル」

開催期間 6月1日(月)～6月30日(火) 遺骨収集ボランティア「高江洲善清氏」の遺骨収集記録集より

平和月間講座

日時 6月10日(水)～7月8日(水) 毎週水曜日の14:00～16:00 全5回

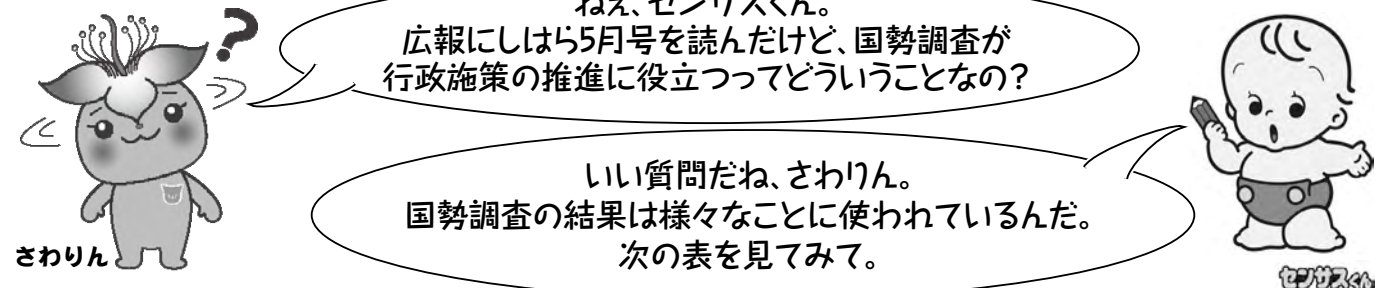
- 内容
- ① 6月10日(水) 西原村の戦争の概要 講師:村山 由生(前西原町教育委員会 文化財係)
 - ② 6月17日(水) 「艦砲め喰えーぬくさー」を語る 講師:島袋 艶子(栄公民館長・でいご娘)
 - ③ 6月24日(水) 西原町内戦跡めぐり 講師:高江洲 善清(遺骨収集ボランティア)・玉那覇 三郎
 - ④ 7月 1日(水) 南部戦跡めぐり 講師:波平 常則(前西原町教育委員会教育長)
 - ⑤ 7月 8日(水) 沖縄のこれから、日米安保と辺野古新基地問題 講師:新崎 盛暉(沖縄大学名誉教授)

【お問い合わせ】西原町中央公民館 ☎945-3657



よくわかる! 国勢調査!

国勢調査が行われる10月まで、国勢調査について詳しくお知らせしていく「よくわかる! 国勢調査!」の第2回。今回は「センサスくん」と西原町観光キャラクターの「さわりん」が【行政施策の推進のために】をテーマに説明します。



少子高齢化の将来予測	社会問題となっている少子高齢化を予測して、将来を見据えた対策を考えることができます。
地域人口の将来予測	市町村において、人口の予測は必要不可欠です。将来、人口が減少するのか、増加するのかを把握することで、それに応じて地方の将来を見据えた行政施策をとることができます。
防災計画の策定	人口や人口密度、時間によって災害の程度は変わります。住民を守るために国勢調査の結果を利用して、防災計画を策定することができます。
暮らしやすいまちづくり	このまちにどのような人が何人暮らしているのか国勢調査の結果から把握することで、暮らしている人たちがより暮らしやすいまちにしていけることができます。

民間企業の経営判断

新しい店舗の立地を考える際に、国勢調査の結果を分析することで、その地域のニーズにあった事業展開ができます。

実は行政機関だけでなく、民間企業でも使われているんだよ。



一つだけ勘違いしないでほしいのは、使われるのはみんなの個人情報ではなくて、あくまでも国勢調査から得られる結果としての数字だけということ。個人情報は守られるから安心してね。

⇒次回の「よくわかる! 国勢調査!」は【番外編：国勢調査のビッグチャレンジ】ぜひ読んでください。

5月1日に平成27年国勢調査西原町実施本部が設置されました。9月から、調査員がみなさまのお宅へ調査に伺いますので、ご協力よろしくお願いします。

【お問い合わせ】総務部企画財政課 統計係 ☎ 945-4533



まちの財政事情 (平成26年度下半期)



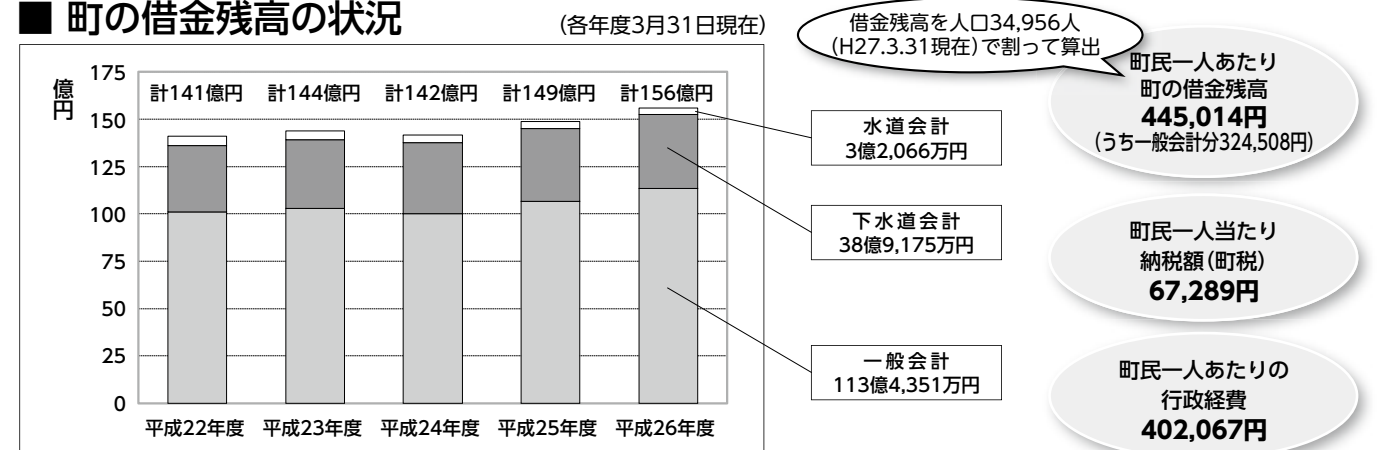
平成27年3月31日現在のまちの財政事情を公表します。
なお、詳しい財政事情は、西原町のホームページからご覧になれます。
〔トップページ(左側・西原町役場のご案内) > 財政 > 町の財政(財政事情書) > 平成26年度財政事情書(下半期)〕

■ 各会計の予算執行状況

会計名		予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計		140億5,466万円	115億4,098万円	82.1%	120億7,334万円	85.9%
国民健康保険特別会計		61億5,961万円	39億854万円	63.5%	56億7,366万円	92.1%
土地区画整理事業特別会計		5億821万円	2億5,904万円	51.0%	2億3,613万円	46.5%
公共下水道事業特別会計		7億7,803万円	5億6,973万円	73.2%	7億1,060万円	91.3%
介護保険特別会計		20億1,423万円	19億8,296万円	98.4%	17億9,773万円	89.3%
後期高齢者医療特別会計		2億125万円	1億9,486万円	96.8%	1億7,612万円	87.5%
水道事業	収益的収入	9億4,355万円	9億1,519万円	97.0%		
	収益的支出	8億9,608万円			8億2,990万円	92.6%
	資本的収入	2,384万円	2,331万円	97.8%		
	資本的支出	1億2,780万円			1億833万円	84.8%

※最終的な決算は5月末です。

■ 町の借金残高の状況



■ 町の財産の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年度比
土地	499,067㎡	498,966㎡	498,966㎡	532,766㎡	519,004㎡	↓
建物	66,533㎡	66,533㎡	66,533㎡	66,612㎡	71,849㎡	↑
基金	16億1,442万円	16億7,217万円	13億5,278万円	14億4,751万円	22億3,464万円	↑
債権	9億5,216万円	8億5,745万円	7億6,275万円	6億6,804万円	4億2,667万円	↓
有価証券	2,171万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	2,171万円	⇔
出資等による権利	1億5,716万円	1億5,776万円	1億5,776万円	1億5,776万円	1億5,776万円	⇔
車両	44台	48台	52台	59台	62台	↑

【お問い合わせ】総務部企画財政課 財政係 ☎ 945-4533

国民健康保険税を支払わずにいと…

保険税のお支払い（または納付相談）がない場合、地方税法に基づく滞納処分を行います。

●地方税法に基づく滞納処分とは？

財産（給与、預貯金、不動産、自動車など）の差押を行うことです。

不動産の差押
→公売



金融機関への
調査



勤務先調査
→給与差押



家財道具などの差押
→公売



タイヤロック
による差押の実例



納付が厳しい場合は 早めにご相談を！

- 納めたくても、事業の経営が厳しくて通知書どおりの支払いができない
- 受け取った給料は少なくはないが、生活費や子どもの教育費、ローンの支払いがあり、保険税まで支払う余裕がない

などの理由で納付が困難な方は、そのままにせず、早めにご相談ください。

まずは相談を…



国保はみなさんが納める保険税で支えられています。

西原町の国民健康保険事業は、主に保険税で運営していました。しかし、高齢化に伴う医療費の急激な増加と不況の影響などで納付困難な世帯が増えたことから、平成16年度から毎年赤字が続いています。これらの赤字は保険税以外(町税等)の収入で補って、なんとかやりくりしているところ。つまり、きちんと税金を納めている方々が、保険税を滞納している方の分も負担するという不公平感が起きています。

この不公平感をなくすためにも、今後、国保税の徴収を強化していかなければなりません。ご理解と自主納付のご協力、よろしくお願いします。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 賦課徴収係 ☎ 945-4791

国保が危ない！

**累積赤字
13億円**

【平成26年度決算見込み】

増え続ける赤字

毎年、厳しい財政状況が続いている国民健康保険特別会計（国保会計）では、平成16年度から平成26年度まで連続の赤字で、平成26年度決算では、約13億2千万円の累積赤字の見込みとなっています。さらに、今後も厳しい状況が続くと見込まれています。

主な赤字の原因は

- ①高齢化の進展や生活習慣病などにより医療費が年々増加
- ②長引く経済不況による保険税収入額の減少
- ③医療制度改革による交付金等の減少

赤字解消に向けて

赤字の増大は、国保会計だけでなく西原町の財政全体に大きな影響を及ぼしています。近年では、一般会計からの支出を平成22年度に2億円、平成23年度に1億円、平成26年度に2億円実施し、累積赤字の削減を図りました。しかしながら、平成25年度決算で約3億5千万円の単年度赤字、平成26年度においても約2億円の単年度赤字が続いています。（2億円の法定外繰入金を除いた場合）

今後も町民のみなさまの納期内納付や医療費抑制へのご理解、ご協力をお願いします。

西原町では今後も、①滞納整理等を強化し収納率の向上を図ります。②特定健診や特定保健指導、レセプト点検等を強化し医療費適正化を図ります。



※※ 国保加入のみなさまへお願い ※※

重複受診をやめましょう

ひとつの病気で複数の病院を受診したり、同じ箇所の治療で病院と柔道整復やはり・きゅう等の施術を頻繁に受けるのは、医療費の高騰を招くだけでなくかえって体に負担をかけてしまう場合があります。お医者さんと相談して、適正な受診をお願いします。



年に一度は健康診断を受けましょう

特定健診や職場健診を受診し、自分の体のことを把握しましょう。必要に応じて保健指導や早期治療を受けるなど、生活習慣病などを予防しましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

病院や薬局からもらうお薬には、新薬（先発薬）のほかに成分や効き目が同等で低価格の後発医薬品（ジェネリック医薬品）があります。

ジェネリック医薬品を利用すると、医療費の総額や自己負担額が安くなります。受診のとき、お医者さんにジェネリック医薬品を処方してもらうよう申し出て、ジェネリック医薬品の利用促進を心がけましょう。



子どもの急な発熱！ でも仕事を休めない…

そんな時のために、**病後児保育事業**の登録を行なっておくと安心です。

☆利用方法

利用には、**年度ごとに登録の申請が必要です。**

◎平成27年度の登録期間は、登録日から平成28年3月31日までです。



★病院で当日の登録及び減免の申請はできません。非課税世帯等で減免を受けたい場合は、**必ず事前にこども福祉課にて申請が必要です。**

☆対象児童

西原町に居住しており、次のいずれかに該当する児童

- ①保育所に通所しており、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童。かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な児童。
- ②保育所に通所していないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)

☆利用料金 ①保育料 2,000円（1人当たり日額 ※半日利用の場合は、保育料は半額になります）

②食費 500円（お弁当とおやつの両方を持参する場合、食費はかかりません）

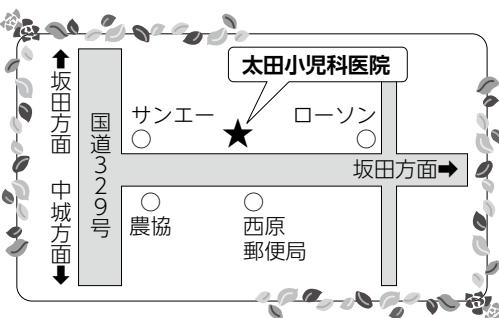
※ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられますので、こども福祉課まで申請してください。申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。

- （1）市町村民税非課税世帯 ⇒ 保育料一部免除（1,000円）※半日の場合は半額
- （2）生活保護世帯 ⇒ 保育料全額免除

☆実施施設・利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8:30～17:30			8:30～12:00	8:30～17:30	8:30～15:30	×
午後				×			

医療法人ひまわり会 太田小児科医院
西原町字小橋川164番地の2 電話 946-5081



【お問い合わせ】福祉部こども福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311

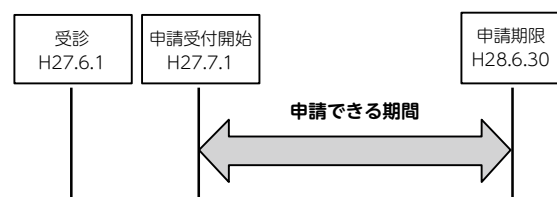


小児医療費助成の申請期限に注意!

西原町では、4歳以下の子どもにかかる医療費（入院は15歳以下まで）の助成を行っています。

医療費の助成が受けられる領収書の申請期限は、診療を受けた月の1年後の同じ月末までとなります。

申請切れを防ぐため、**手続きはお早めに!**



【お問い合わせ】福祉部健康推進課 母子保健係 ☎ 945-4791

平成27年度 児童手当現況届の提出について

児童手当を受けている方は、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するために、6月中に「現況届」の提出が必要です。提出がないと6月以降の手当の振込みができなくなりますので、必ず期限内に提出してください。

受付日時 6月10日(水)～6月19日(金)

9:00～11:30、13:30～16:30(ただし土曜を除く ※日曜は受付をします。)

※12:00～13:00はお昼休みのため受付できません。

受付場所 西原町役場 西原町民交流センター会議室(1階 生涯学習課隣)

持参するもの

- ・現況届通知書
- ・受給者の印鑑(シャチハタ印では受付できません)
- ・厚生年金等加入の方は、『**受給者(保護者)の保険証の写し**』

その他

- ・養育している18歳未満の児童が町外に住んでいる場合、その児童の住民票謄本(本籍・続柄の記載があるもの)
- ・平成27年1月2日以降に西原町に転入した方(配偶者も含む)は、前市町村で発行された『平成27年度児童手当用所得証明書』(配偶者が受給者の扶養に入っている場合、配偶者の分は不要)
- ・必要に応じて提出していただく書類がある場合があります。(外国人の方、配偶者が公務員の方等)



平成27年度 児童手当現況届受付日程表

日 時	行政区名	日 時	行政区名
6月10日(水)	平園・兼久	6月16日(火)	幸地ハイツ・西原台団地 徳佐田・森川・千原・上原
6月11日(木)	掛保久・嘉手苅・西原ハイツ 小那覇・安室・県営西原団地	6月17日(水)	翁長・小橋川・内間 県営内間団地・坂田
6月12日(金)	県営幸地高層住宅・幸地	6月18日(木)	桃原・池田・小波津団地 小波津・呉屋・津花波
6月14日(日)	予備日 (指定日に、来庁の難しい方のための日です)	6月19日(金)	与那城・美咲・我謝・東崎
6月15日(月)	県営坂田高層住宅・棚原	※混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越しください。 ※日曜は、特に混雑が予想されます。 時間に十分なゆとりを持って、お越しください。	

注意 対象者へ現況届提出案内通知書を発送していますが、まれに、届いていないという問い合わせがあります。通知書が確認できない場合でも、児童手当を継続して受給するためには現況届の提出は必要となります。

6月10日は、児童手当の振込日です!

児童手当(平成27年2月～5月分)は6月10日に振込予定です。通帳記帳をし、ご確認ください。また、振込先に指定した口座を解約した場合は、手当の振り込みができなくなりますので早めにご連絡ください。

電話での支給状況の問い合わせについては、個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。

★通帳への記載(例)
(金融機関によって、記載内容等が異なる場合があります。)

		お支払金額	お預かり金額	差引残高
	27-6-10	ニシハラチヨウ (ジトウケアテ)	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

【お問い合わせ】福祉部こども福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311

保健師
だより

自分のお口のこと、どれくらい知っていますか？

みなさんは自分のお口の健康について考えたことがありますか。
むし歯がある、口臭が気になるなど悩みを持っている方もいるかと思います。
今回は、お口や歯についてどれくらい知っているか、チェックしてみましょう。



- Q1

歯の硬さは、鉄よりも硬い。
- Q2

歯の噛む力は自分の体重と同じくらいの力である。(例:体重が40kgの人の噛む力40kg)
- Q3

むし歯は風邪と同じように、人から人にうつる感染症だ。
- Q4

こどもの歯がむし歯でも、永久歯に生え変わるので問題ない。
- Q5

むし歯や歯周病は妊娠や出産にまったく影響がないので、特に治療しなくてもよい。
- Q6

歯周病は口の病気なので、喫煙や糖尿病、動脈硬化などの病気とは全く関係がない。
- Q7

唾液は食べ物を消化する働きのほかにも、むし歯を予防する働きもある。
- Q8

西原町の平成25年度の3歳児健診でむし歯のある子の割合は、1歳半健診の時よりも約7倍に増えている。

答えは最後に…

さて、クイズは何問正解できましたか。

私たちが生きていくためには、飲んだり食べたりしなくてはなりません。そのために「歯」は欠かせない大切なものであり、口の中の環境は「歯」や私たちの「健康」に影響を及ぼします。いつまでも食事をおいしく食べて、健康で元気に過ごすためには、よく噛んで食べることや毎日の歯磨きなどを子どもの頃から継続して行い、習慣にすることが大切です。

6月4日から10日は毎年「歯と口の健康週間」とされています。

西原町役場では6月1日から19日まで、歯と口の健康についてのパネル展示やケア用品等の展示を実施します。

クイズの答えの理由を見つながら、家族でお口の健康について考える機会にしてください。

答え：Q1.○ Q2.○ Q3.○ Q4.× Q5.× Q6.× Q7.○ Q8.○

【お問い合わせ】福祉部介護支援課 介護支援係 ☎ 945-5013・福祉部健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791

保健事業カレンダー

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
6月3日	水	集団健診	小橋川、内間、県営内間団地、掛保久、嘉手苅、小那覇	西原町保健センター (西原町役場)	8:00～10:00
6月4日	木	2歳児歯科健診	H24.12.1生まれ～H25.3.6生まれ		13:30～15:00
6月8日	月	集団健診	小波津、小波津団地、池田、西原ハイツ、県営西原団地		8:00～10:00
6月9日	火	あがりティードナイトウォーキング	関心のある方	西原町民陸上競技場	19:00～
6月11日	木	3歳児健診	H24.1.10生まれ～H24.2.3生まれ	西原町保健センター (西原町役場)	13:30～14:15
6月12日	金	親子ひろば	健診の事後フォロー者		9:30～12:00
6月14日	日	乳児一般健診(午前)	H26.7.29生まれ～H26.8.21生まれ		9:00～9:45
6月14日	日	乳児一般健診(午後)	H27.1.11生まれ～H27.2.13生まれ		13:00～13:45
6月15日	月	集団予防接種(BCG)	生後3ヶ月～1歳未満(標準接種期間:生後5か月～8か月)	沖縄県健康づくり財団	15:30～16:00
6月16日	火	女性のがん検診	子宮頸がん:20歳以上の方／乳がん:40歳以上で事前申込みをした方	西原町保健センター (西原町役場)	13:30～14:30
6月19日	金	集団健診	翁長、呉屋、平園、美咲、安室、桃原		8:00～10:00
6月25日	木	1歳半健診	H25.10.16生まれ～H25.11.12生まれ		13:30～14:15
6月26日	金	女性のがん検診	子宮頸がん:20歳以上の方／乳がん:40歳以上で事前申込みをした方		13:30～14:30
6月26日	金	親子ひろば	健診の事後フォロー者		9:30～12:00
6月28日	日	集団健診	未受診者		8:00～10:00
7月6日	月	女性のがん検診	子宮頸がん:20歳以上の方／乳がん:40歳以上で事前申込みをした方		13:30～14:30
7月7日	火	集団健診	幸地、幸地ハイツ、坂田、県営幸地高層住宅、県営坂田高層住宅		8:00～10:00
7月8日	水	ベビースクールI	H27.1.3生まれ～H27.3.2生まれ		13:30～
7月9日	木	3歳児健診	H24.2.4生まれ～H24.3.12生まれ		13:30～14:15
7月10日	金	親子ひろば	健診の事後フォロー者		9:30～12:00

★ 生後9か月から11か月ごろのお子さんに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を同時に実施しています。(対象者には個別で通知しています)

就学前の幼児の就学相談について

平成28年4月に小学校1年生となるお子さまについて、障がいや発達の遅れの悩みや心配のある場合は、現在、在園している幼稚園や保育園、教育委員会へ6月中にご相談ください。お子さまの状況と保護者の意向を確認しながら、必要な場合は特別支援学級や特別支援学校も含めた検討をするための手続きを進めます。手続き後は、学校関係者や学識経験者等の専門的な知識のある委員の意見を基に、相談を進めてまいります。

詳しくは、ホームページや教育総務課へご確認ください。

【お問い合わせ】教育部教育総務課 学務係 ☎ 945-5039

～「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します～

○子育て世帯臨時特例給付金とは？

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行われています。

○支給対象者とは？

原則、平成27年6月分の児童手当の受給者であり、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方です。

○手続きについて

平成27年6月から7月にかけて、西原町から対象者に向けて案内と申請書を送付します。必要事項を記入の上、申請してください。児童手当が職場から支給されている方(公務員)には職場から申請書等が発行されますので、必要事項を記入の上、受付開始時期まで大切に保管してください。受付期間は6月1日から9月30日です。

【お問い合わせ】福祉部子ども福祉課 社会福祉係 ☎ 945-5311

自分の食事バランスが一目でわかる♪

～食育月間 SATシステム体験会～

フードモデルを選んでトレイに乗せると、自分の食事バランスがサットわかる「食育SATシステム」。昨年6月に西原町役場で導入されてから、延べ800名の方が体験して「楽しく食を学べる」と好評の声をいただいています。そこで「食育月間」の一環としてパネル展やSATシステム体験会を実施します。また、同時に「歯と口の健康週間」や「禁煙週間」に関するパネル展を開催します。楽しく食と健康について学べる体験会&パネル展に、ぜひお越しください。

◇ **パネル展(歯と口の健康週間、禁煙週間、食育月間)**

6月1日(月)～6月19日(金) 9:00～17:00 場所:西原町役場 町民広場

◇ **SATシステム体験イベント** 6月19日(金) 13:30～16:00 場所:西原町役場 町民広場

◇ **女性のための美活 SATシステム体験相談会**

①6月16日(火)、②6月26日(金)、③7月6日(月)、④7月27日(月) 13:30～15:00

場所:西原町保健センター(西原町役場) ※基本的に女性がん集団検診の受診者限定で行います。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791



あがりティード&ナイト ウォーキング

6月～10月はナイト
ウォーキングです!!

開催日 (第2火曜日)	6月 9日・7月14日・8月11日 9月 8日・10月13日
時 間	19:00～21:00 (受付は10分前までに済ませてください)
場 所	西原町民陸上競技場 (受付は駐車場で行っています)

※11月～翌年3月は毎月第2日曜の朝、あがりティード公園でウォーキングを開催します。

町外の方も含め、どなたでも参加できます。
涼しい夜風にあたりながら歩きますか?
みなさんの参加をお待ちしています。

<注意事項>
参加する際は、自己の体調管理に十分ご注意ください。
水・お茶を用意しています。水分補給は十分にとってください。
雷・大雨等の悪天時は中止となる場合があります。
ペットの連れ込みはご遠慮ください。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791

ヒミツの『さわりん』

「さわりん」は、西原町の魅力や特性を町内外にPRするために生まれた西原町観光キャラクターです。町民のみなさまをはじめ多くの方にご応募していただき、デザイン応募は964件、名前応募は451件にのぼりました。その中から、デザインは池村紫穂さん、名前は古堅八紀さんの作品が採用されました。

今回は、さわりんのプロフィールをこっそり紹介します。



西原町花木
さわふじ

西原町花
ブーゲンビリア

西原町の豊かな自然の緑 **グリーン**

“さわりんプロフィール”

名前は？ さわりん

誕生日は？ 7月1日(さわふじの見頃)

性別は？ 妖精なのでありません。

出身地は？ うちまうどうん 内間御殿のさわふじ

生きがいは？ 西原町の魅力をみんなに伝えること

性格は？ 恥ずかしがり屋で無口。でも、誰とでも仲良くなりたいナイスな性格。

マイブームは？ 西原ファームのシマナーサーターアングギー
みんなの笑顔を見ること。

こんな所にも遊びに行きました!!



きらきらビーチ海びらき



鯉のぼり掲揚式



梅の香りうた遊び大会

みんなで受けよう! 集団健診

送迎車両が
巡回します



平成27年度の集団健診(特定健診)が今月からスタートします!

集団健診会場 西原町保健センター 健診受付時間 8:00～10:00

送迎車両の運行時間

(行き) 各自治会公民館等 ⇒ 西原町保健センター(西原町役場) 7:30～10:00

(帰り) 西原町保健センター(西原町役場) ⇒ 各自治会公民館等 10:00～13:30

※送迎車両の運行は平日開催の集団健診のみです。土曜・日曜に開催する健診には送迎車両はありません。

なお、直近の集団健診日程と送迎車両の運行時間・待合場所については、下記のとおりです。

※送迎車両は常に巡回しているため、待合場所への到着時間は不定期となります。待合場所に送迎車両がない場合は、その場でしばらくお待ちください。

集団健診日程

月 日	曜 日	対象行政区	送迎車両の待合場所
6月3日	水	小橋川	小橋川公民館
		内間	内間公民館
		県営内間団地	内間団地自治会事務所
		掛保久	掛保久公民館
		嘉手刈	嘉手刈公民館
		小那覇	小那覇公民館
6月8日	月	小波津	小波津集落センター
		小波津団地	小波津団地自治会事務所
		西原ハイツ	西原ハイツ自治会事務所
		池田	池田事務所入口、池田ハイツ集会所
		県営西原団地	西原団地自治会事務所
6月19日	金	翁長	翁長公民館
		呉屋	呉屋自治会コミュニティセンター
		平園	九区児童公園裏の進入路
		美咲	美咲公民館
		安室	安室公民館
		桃原	桃原公民館
6月28日	日	全行政区	送迎車両の運行はありません
7月7日	火	幸地	幸地公民館
		幸地ハイツ	幸地ハイツ、県営幸地高層住宅の入口十字路
		県営幸地高層住宅	
		県営坂田高層住宅	県営坂田高層住宅の正面入口
		坂田	坂田ハイツ自治会事務所

*紙面の都合上、7月17日(金)・8月5日(水)開催の集団健診については、広報7月号でお知らせします。

6月28日の日曜健診は、予約を受け付けます!!

予約を希望する方は、健康推進課の窓口または電話でお申し込みください。

予約受付：6月19日(金)まで 9:00～17:00(土日、祝日、12:00～13:00は除く)

※予約の際は、お手元に保険証と受診券を準備してご連絡ください。

事前予約がない場合、当日の受診可能人数を超えると受診できないことがあります。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791

赤十字の活動にご支援を



日本赤十字社の沖縄県支部西原町赤十字奉仕団（儀間信子委員長）の出発式が、5月9日に西原町民陸上競技場の駐車場で行われました。

日本赤十字社は社資を財源とし、国境・宗教・人種を超えた幅広い人道的支援に取り組んでいます。5月は「赤十字社員増強運動」月間となっていました。

儀間委員長は「1軒1軒たずねて協力いただくことが多くの人の助けになりますので、がんばりましょう」と団員に呼びかけました。

人材育成支援 ～展示即売会～

NPO法人西原町人づくり支援の会（新川武雄理事長）が主催する「第18回チャリティー展示即売会」が4月17日から3日間、サンエー西原シティで開催されました。

展示会には陶芸やガラス、書道、絵画、手工芸品、写真など、展示即売会に賛同した方からの数多くの作品が揃いました。

新川理事長は「チャリティーを通して、将来各分野で活躍する人材の育成につなげていきたい」と抱負を述べました。



買い物客でにぎわう展示会

ブラジルに渡った移民の調査

ブラジル移住した沖縄県民の調査をしている赤嶺園子さん（西原町出身、ブラジル在）さんが4月27日に上間町長を訪問しました。赤嶺さんは南米各地や沖縄で、日系2世や3世にも取材するなど、幅広く調査を行っています。調査結果をまとめた著書「笠戸丸移民 未来へ継ぐ裔孫」は、西原町立図書館に配架されています。

町長を訪問した同日には、琉球大学にて「ブラジル移住と日系社会」というテーマの講演会を行いました。



西原町役場を訪れた赤嶺さん（写真中央）

長年の活動に感謝

4月22日に、行政相談委員として4期8年（平成19年4月から平成27年3月）努めた大城恵子さん（写真中央）に対し、沖縄行政評価事務所の山田昌二所長から感謝状が贈呈されました。

感謝状の贈呈を受け、大城さんは「町民の相談に、中立公正の立場で折り合いをつけるのが難しかった。また他の市町村と連携を図ることができた」と委員活動を振り返りました。

山田所長は「大城さんには町民と行政のかけはしとして頑張っていた」と感謝の意を表しました。



西原台団地にコミュニティ助成

（一財）自治総合センターが行う宝くじ普及広報事業の「平成27年度コミュニティ助成事業」の助成団体に、西原台団地自治会（波平常則会長、写真右）が決定しました。4月24日には西原町役場で決定通知式が行われ、上間町長から決定通知書を渡されました。

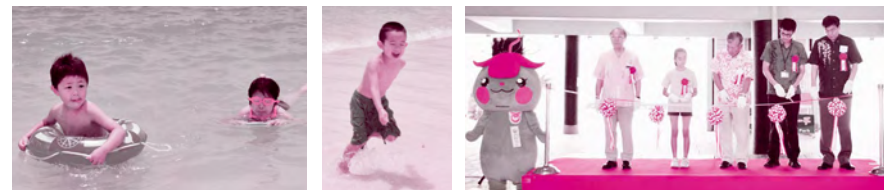
波平会長は「自治会結成以来、自治会事務所の建設は長年の懸案事項でした。建設を地域活性化、そして町の活性化につなげたい」と決意を語りました。



きらきらビーチで海びらき

4月25日に西原きらきらビーチの海びらきイベント（指定管理者 株式会社クリード沖縄主催）が、開催されました。

海びらきを宣言するテープカットが行われると、海びらきを心待ちにしていた子どもたちを中心に多くの方が初泳ぎを楽しみました。



新1年生への贈り物

西原町内の3児童館で活動するファミリークラブ会員の母親たちが、町立4小学校の新1年生の児童のために手作りのお守り（377個）を作成しプレゼントしました。お守りは子どもたちの健全育成と交通安全を祈願したもので、子どもたちが「無事におうちへ帰ってくる」ことを願って、カエルのイラストがデザインされています。



坂田小のようす



鯉のぼりと子どもたちの笑顔

鯉のぼり掲揚式（（福）西原町社会福祉協議会主催、新川善昭会長）が、4月23日に西原町中央公民館駐車場で開催されました。

同式には、坂田保育所、さうんど、西原、愛和、我謝、さくらんぼ保育園、西原南幼稚園と海星学園の園児が参加。優雅に大空を泳ぐ鯉のぼりのようすを見る子どもたちの表情は、とても晴れやかでした。

子どもたちのかわいいダンスも行われ、会場は優しい雰囲気でもみ込まれていました。



楽しくダンスをする子どもたち

池原くん、梅の香りで大賞を受賞

字小那覇出身の作曲家、新川嘉徳氏の代表作「梅の香り」を披露する「第13回梅の香りうた遊び大会（「梅の香り」歌碑建立記念事業委員会・小那覇自治会主催）」が、4月25日に小那覇児童公園で開催されました。

今大会には14名の歌手が出演し、日ごろの練習の成

果を披露しました。厳正なる審査の結果、池原輝飛くん（坂田小6年）が大会史上最年少で大賞を受賞。池原くんは「緊張したけど、楽しく練習どおりに歌うことができた。大賞を受賞することができて嬉しい」と語り、ひととき大きな喜びを表していました。



堂々と歌う池原くん

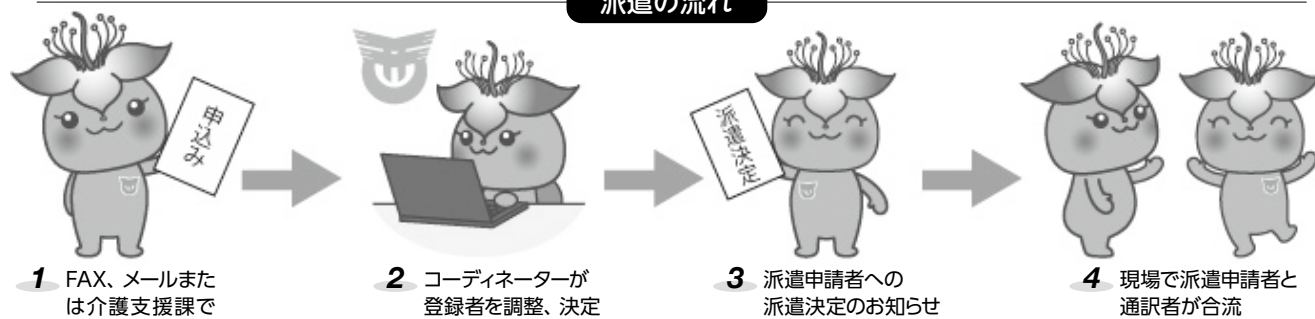


出場者のみなさん

日常生活などに手話通訳者・要約筆記者を派遣できます！

聴覚障がい者の社会参加を促進するため、社会生活におけるコミュニケーションが必要な方々へ支援を行います。詳しくは、介護支援課までお越しください。

派遣の流れ



【お問い合わせ】福祉部介護支援課 障害支援係 ☎ 945-5013

貯水槽（水タンク）の管理について 定期的に点検・清掃を！



◎受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者（所有者）の責任です！

安全でおいしい水道水を配水管から届けても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲むことができません。管理が不適切な場合が見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。

貯水槽水道	タンク容量 10㎡を超える	簡易専用水道	水道法により清掃及び検査が義務付けられています。検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告です。
	タンク容量 10㎡以下	小規模貯水槽水道	簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません。（西原町給水条例）設置者と利用者が同一の戸建住宅（一般家庭）は管理基準の対象外ですが、適正な管理を心がけてください。

管理基準

貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部福祉保健所（☎889-6799）、または上下水道課へお問い合わせください。

第57回 水道週間

平成27年度水道週間スローガン

「カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口」

毎年6月1日から7日は「水道週間」です。水道利用者の理解と関心を深めるため、全国的に広報活動を中心としたさまざまな関連行事が催されます。本町でも下記行事を予定しています。

節水パレード 6月1日14:00～ 西原町管工事協同組合と共催で車両による広報パレード

水道施設見学5月26日、27日、29日、6月15日【町立各小学校の4年生を対象に北谷浄水場等を施設見学】

「安全でおいしい水道水推進運動実施中！」

お問い合わせ
建設部上下水道課 給水係 ☎945-4934

母子保健推進員

私たち母子保健推進員は、各家庭を訪問しながら西原町の子育てに関する情報提供や、乳幼児健康診査の説明をしています。また、妊娠中・産後・乳幼児についての相談の対応等

を通じて、母子保健に関する相談相手として地域で活動しています。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、生後4か月までのお子さんのいる家庭の全戸訪問をしていきます。どうぞよろしくお願いいたします。任期は平成27年4月1日から平成29年3月31日までです。（敬称略）



あさと キヨ子
美咲・東崎



いは 嘉子
上原・翁長



おおしろ 静枝
津花波・小橋川・
西原台団地・内間



かめやま 千恵子
徳佐田・森川・千原



きやん ひろみ
小波津団地・
安室・桃原・池田



こうち 啓子
幸地・県営幸地高層・
幸地ハイツ



しもじ 昌子
県営西原団地・呉屋



しろま のりこ
与那城



しんがき きよみ
棚原



しんじょう みつこ
新城 光子
我謝



たいら はつ枝
嘉手苅・掛保久



たから かず恵
兼久



たまき まさみ
上原・翁長



たまかは 隆子
小那覇



とみむら みさ枝
県営坂田高層・坂田



ながよし みちこ
永吉 道子
小波津



ひが 朝子
平園・西原ハイツ



健康づくり推進員

募集中！

健康づくり推進員とは、行政と一緒に地域での健康づくりのリーダーとしての役割を担うボランティアです。具体的な活動としては、健診受診の呼びかけや、町が行っている健康づくり事業への参加、協力を予定しています。下記のとおり養成講座があります。興味、関心のある方はお問い合わせください。

【募集対象】 30歳から60歳代の健康な方、町内在住者で、健康づくりや地域活動に関心がある方

【募集期間】 6月末日まで

【養成講座】 7月～10月（全5回）予定

【応募方法】 電話または健康推進課の窓口で、直接応募してください。

現在、5名の健康づくり推進員が特定健診の受診勧奨等で、地域を回りながら活動しています。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

平成27年度から適用される税制改正について

その1 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)が延長・拡充されています！

平成25年度および平成27年度の税制改正により、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限が延長され、取得費に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合、控除限度額が拡充されることとなりました。

平成27年度に適用される控除額は以下のとおりとなります。

居住年 (取得時期)	従来からの継続適用の場合	平成27年度からの新規適用の場合	
	(平成25年12月まで)	(平成26年1月～3月)	(平成26年4月～平成31年6月)
控除 限度額	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の 7% (最高13.65万円)

注1) 当該控除は、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で個人住民税から税額控除する制度です。

注2) 住宅ローン控除を適用する前に所得税が非課税になる方は住民税での控除適用対象外となります。

その2 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置が廃止されています！

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置並びに源泉徴収選択口座内調整所得金額及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されており、平成26年1月1日からは、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されています。

その3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置(いわゆるNISA)が創設されています！

【お問い合わせ】総務部税務課 町県民税係 ☎ 945-4729

平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします！

「マイナンバー(個人番号)」とは、
国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

※マイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」の手続きに必要となる重要な番号です。

《マイナンバー制度導入の3つのメリット》

- ① 行政の効率化 ～手続きが正確で早くなる～
行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。
- ② 国民の利便性の向上 ～面倒な手続きが簡単に～
申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。
- ③ 公平・公正な社会の実現 ～給付金などの不正受給の防止～
行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度

コールセンター 0570-20-0178 ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>



お知らせ

平成27年度 町県民税について

町県民税(住民税)とは・・・

町県民税は、「地域社会における福祉・教育・まちづくりなどの様々な行政サービスを提供するため、西原町・沖縄県を支える土台」になっている大切な税金です。

平成27年度 町県民税が課税される方

平成27年1月1日現在、西原町に住所を有する方

平成27年1月1日現在、西原町に事務所・事業所等を有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

平成27年度 町県民税が課税されない方(非課税)

生活保護法によって生活扶助を受けている方

障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方

前年中の所得金額が280,000円×(扶養人数+1人)+168,000円以下の方(被扶養者がいない場合280,000円以下の方)

町県民税の課税計算方法

町県民税は、下記の計算式により算出された合計額になります。

均等割 (一律5,000円)	非課税の方を除いて一律に【町民税3,000円】【県民税1,000円】が課税されます。 ※ただし、平成26年度から10年間は「復興特別税」として町民税・県民税にそれぞれ500円が加算されることとなっています。
所得割 (右記計算式)	$\text{所得割額} = \left\{ \left(\frac{\text{① 所得金額} - \text{② 所得控除額}}{\text{③ 課税標準額}} \right) \times \text{④ 税率} \right\} - \text{税額控除等}$

① 所得金額

一般に収入金額から必要経費を差し引いて算出します。給与や公的年金の場合は、地方税法で定められた給与所得控除額、公的年金等控除額を差し引いて算出します。

② 所得控除額

雑損控除、社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除等があります。

③ 税率

町民税	県民税	合 計
6%	4%	10%

④ 税額控除等

配当控除、調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等があります。



6月30日は「町県民税(1期)」の納期限です

◎ 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。

◎ 滞納が続きますと預金や不動産、軽自動車等の差押を行います。

※納税相談も行っています。※領収書等はまとめて控えてください。

※町税の納付は口座振替を利用すると便利です。※重複納付にご注意ください。

■平成27年度 各町税目の納期及び納期限日

税目	納期	第1期	第2期	第3期	第4期
町 県 民 税		6月30日	8月31日	11月2日	平成28年2月1日
固 定 資 産 税		4月30日	7月31日	12月25日	平成28年2月29日
軽自動車税		6月1日			

【お問い合わせ】総務部税務課 町県民税係・徴収収納係 ☎ 945-4729

狂犬病予防注射のお知らせ

4月から計2回に分けて実施してきました平成27年度狂犬病予防集合注射は、残すところ6月28日(日)実施分で最後となります。愛犬家のみなさまで、愛犬にまだ狂犬病の予防注射を受けさせていない方は、この機会にぜひ受けてください。最近犬を飼い始めたという方で、まだ登録をされていない方は、狂犬病の注射と一緒に登録も受け付けていますので、併せてお手続きください。登録と狂犬病予防注射は、飼主の義務です。大切な家族の一員である愛犬の健康と生命を守るためにも、きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

年 月 日	場 所	受 付 時 間
平成27年6月28日(日)	西原町役場正面玄関前	9:00~12:00 13:00~16:00 (12:00~13:00は、昼休みのため受け付けません)

料 金	・ 予防注射	3,200円 (注射済票のみの方は550円)
	・ 新規登録	3,000円 (鑑札票再交付の方は1,600円)
注 意 事 項	① 登録している方は、予防注射のみの料金となります。また、平成27年3月1日以降に既に予防注射を受けている場合は、注射済票のみの料金となります。	
	② 注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。	
	③ おつりのないようにご協力をお願いします。	

【お問い合わせ】総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

注意で防ごうハブ咬症! ハブ対策は環境整備で!!

沖縄県には猛毒を持つハブが生息し、年間100件前後の咬症被害が発生しています。西原町でも例外ではなく、過去10年間に13件の咬症被害が発生しており、平成26年度1年間のハブ捕獲数は32匹となっています。

これまでのハブ対策の推進により、近年ハブ咬症による死亡者は、ほとんどいなくなってきました。しかし、いまだに住宅敷地内でのハブの目撃・咬症事故が多い等、県民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。

ハブ咬症を防ぐ身近な方法としては、ハブが生息・侵入しにくい環境整備をすることが重要になります。敷地内の草刈りや餌となるネズミの駆除等の環境整備を行い、ハブによる被害を未然に防止しましょう。

【お問い合わせ】総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

6月は環境月間です!

6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」となっています。そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動を紹介します。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金です!

近年の廃棄物は、その量のみならず質的にも処理・処分の困難なものが急増しています。

このような状況を背景として、都市近郊である西原町ではごみの不法投棄・不法焼却が急激に増えており、これらを防止するため町内パトロールなどを行っています。

不法投棄の予防策(例)

- 1 こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておく。
- 2 柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど進入されにくい環境を作る。
- 3 定期的に見回りするなど、常に土地の状況を把握しておく。

自分の土地(財産)を守るのは所有者自身です。

野外焼却(野焼き)の禁止について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却(家庭での焼却を含む)いわゆる野焼きは(一部許可を除き)禁止されており、野焼きをすると法律で罰せられます。

注: 地面に穴を掘っての焼却×、ドラム缶焼却×、ブロック積み焼却×

これらは野焼きと同じです。付近住民の方への迷惑行為にあたり、有害物質発生の原因にもなりますので、野外焼却(野焼き)はやめましょう。

※農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為については、例外として認められています。しかし、**都市化が進み、焼却行為が発生するとすぐに苦情が来る現状**を踏まえ、西原町の農家のみなさまには、**可能な限り焼却しないようにご協力をお願いします。**

【参考】●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2第3号(第1号~第2号は省略)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(政令)第14条第4号(第1号~3号および第5号は省略)

四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

お問い合わせ (環 境 全 般) 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018
(農 地) 建設部産業課 農地農政係 ☎945-4540
(道路・河川) 建設部土木課 庶務係 ☎945-4415

相続 遺言 後見人 借金

相談内容 不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続 相続、遺言、後見人、借金問題 などの法律相談

司法書士に などご相談ください

完全個室の相談ブース完備。お気軽にご相談ください。(要予約) ※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所 代表司法書士 喜屋武 力

与那原町字東浜 23 番地 2 TEL 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日 AM 9:00 ~ PM 6:00



不動産のことなら創業35年の南新物産におまかせください!



おかげさまで「売買仲介実績 1,200 件突破!!」

不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい

沖縄県知事免許(9)第0928号

あなたのホームプランナー

南新物産



南風原本店

〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7

☎(098)889-4007(代)

FAX 889-4033

✉ hae@nanchan.co.jp

<http://www.nanchan.co.jp> 南新物産 検索



お知らせ でーびる

「まち・ひと・しごと創生総合戦略委員」の募集について

西原町では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少問題の克服や地方創生に向け、「西原町人口ビジョン」及び「西原町総合戦略」を策定するため、「西原町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会」を設置します。

そこで、当委員会の委員を左記のとおり募集します。

【募集人員】 2名以内（任期は2年）※所定の応募用紙に記入の上、「郵送」または企画財政課の窓口へ提出してください。

※応募用紙は、「企画財政課」の窓口で受け取る、または西原町ホームページからダウンロードできます。

【窓口での受付時間】 8時30分～17時15分（昼休みを除く）

【募集要件】 西原町内に居住、在勤または在学する方

【募集期間】 6月1日（月）から6月30日（火）まで

【決定通知】 選考の上、本人に通知します。ただし、選考の理由等のお問い合わせについては一切お答えしませんので、あらかじめご了承ください。

【問合せ】 総務部企画財政課 政策係 ☎94514533

「地域間連携・交流イベント助成事業」助成金について

【趣旨】 中部広域圏（沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・西原町・読谷村・北中城村・中城村の9関係市町村）の個性豊かな地域特性をすべて「資源」として捉え、それらを有機的に連携させ、今後、達成するであろう50万人都市圏にふさわしい、中部広域圏の活性化に繋げていくことを目指し、中部広域圏内の連携・交流イベントに対して助成する事業です。

【助成対象イベント】

(1) 関係市町村の団体が連携して行うイベント、もしくは交流できるイベント
(2) 関係市町村の住民が交流できるイベント

【助成の対象団体等】 関係市町村が推薦する団体

【助成額】

(1) 関係市町村1市町村あたり30万円以内

※活用例…1イベントあたり10万円×3団体（合計30万円以内）の申請（活用）も可能

(2) 複数の関係市町村の団体等が連携して開催するイベントは、1市町村あたりの助成金を超えない範囲で合算することができます。

※活用例…○市と○町、○村の3市町村で連携して行うイベントに対す

る助成金は最大で90万円となります
【提出期限】 8月28日（金）まで
【申請先】 総務部企画財政課 地域振興係 ☎94514533
【問合せ】 中部広域市町村圏事務組合 ☎93211685

6月は西原町男女共同参画月間です。

西原町男女共同参画条例で6月は男女共同参画月間に定められています。

西原町では期間中、男女共同参画社会の実現を目指して、それを推進する事業を実施します。

○パネル展示

【開催期間】 6月24日（水）～6月30日（火）

【場所】 西原町町民交流センター町民広場（西原町役場）

【問合せ】 総務部企画財政課男女共同参画係 ☎94514533

○第10回 西原町長杯 さわふじミックスダブルステニス大会

【開催日時】 6月14日（日）

※予備日 7月19日（日）

【会場】 西原町民テニスコート

【主催】 西原町テニス協会

【共催】 西原町

【後援】 西原町女性団体連絡協議会、西原町体育協会

【問合せ】 西原町テニス協会（新垣）☎0801533018983
E-mail: nishiharatennis@gmail.com

※申込み方法、参加費用・ルール等、詳しくは主催者にお問合せください。

【日本女性会議2015倉敷】参加者の募集について
西原町では、男女共同参画について学びたい町民・町内各種団体の方を「日本女性会議」に派遣します。（経費の一部を補助します）
○日本女性会議2015倉敷
（思いやり 男女（ひと）が集う 白壁のまち）

【開催期間】 10月9日（金）～10月10日（土）

【場所】 岡山県倉敷市

【申込期限】 6月26日（金）

※申込書等による事前審査があります。

※参加後に報告書等の提出が必要で

参加を希望される方は、左記までお問合せください。

【問合せ】 総務部企画財政課 男女共同参画係 ☎94514533

第51回沖縄県身体障がい者スポーツ大会の開催について

沖縄県内の身体障がい者がこの大会に参加し、スポーツを通して体力の維持・増強を図り、県民が身体障がい者に対する理解と関心を深め、身体障がい者の自立と社会参加の促進を図られることを目的として開催されます。参加を希望する方は、介護支援課までお申し込みください。

【開催日】 9月13日（日）（予定）

【開催地】 沖縄県総合運動公園 陸上競技場（主会場）（予定）

（アーチェリー・卓球・水泳については、別会場・別日程を予定）

【競技種目】 陸上競技・フライング

愛の贈りもの

西原町人財育成会へ、寄附をいただきました。温かい心遣いに、深く感謝申し上げます。

♥西原町建設協力会（宮里佳育会長）より20万円の寄附をいただきました。

♥クリード沖縄（玉城芳信代表取締役）より5万円の寄附をいただきました。



町内相談機関

～悩みは抱え込まず、お気軽にご相談ください～

総合相談

日常生活のあらゆる相談に乗ります。曜日ごとに専門の相談員が対応しますので、お気軽にご連絡ください。

※匿名での相談も可。電話相談にも応じています。また、時間外は留守番電話またはFAXで受け付けます。

※予約優先

時間／10時～16時（12時～13時を除く）

月／福祉相談【宮良律子】・・・生活のための手段や生活費に関する相談

火／障害福祉なんでも相談【儀間優子】・・・障害のある方や、発達に気になる方、その家族などが抱える悩み・困りごとに関する相談

水／法律相談【垣花豊順（弁護士）】・・・法律に関するあらゆる相談

※相談時間：13時～16時

木／消費生活相談【大城恵美】・・・衣食住に係るすべての契約や多重債務等に関する相談

金／消費生活・家庭相談【たまたまはるな】・・・訪問販売、契約のトラブル、サラ金等の借金問題や親子・夫婦間の悩み、近隣トラブルなどの相談

問合せ 西原町社会福祉センター内総合事務所

☎835-8822または945-3651 FAX946-6777

なんでも相談（窓口相談）

生活に関わること、どこに相談したらいいかわからないことなど、どんな悩みでも相談を受けます。

相談日時 毎月第1・第3火曜日（相談日が祝日の場合は翌週）

10時～16時（12時～13時を除く）

場所 西原町役場

相談員 上木律子

問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

教育相談

不登校の児童・生徒や保護者への支援や助言を行います。

相談日時 月～金曜 8時30分～17時15分（12時～13時を除く）

相談員 与那嶺力、佐久川弥生、宮城直子、小波津米子

問合せ 教育相談室（西原町中央公民館内） ☎944-3603

行政相談

国などの行政機関に対する苦情や要望に関する相談

行政苦情 110番（全国共通番号）☎0570-090110

相談日時 基本は随時。平日の夜間及び土日祝日は、留守番電話で対応。

問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

人権相談

近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなどによる人権に関する相談

相談日時 随時

相談員 知花正、富貴信子、仲宗根好美、與那嶺等、伊礼キヨ、崎原菊江

問合せ 総務部総務課 ☎945-5011

精神障害者相談

精神的な悩みに関する相談

相談日時 月・火・木・金：9時～12時、14時～18時／水・土：9時～12時

相談日時 医師 城間政州

問合せ 城間医院 ☎945-4551

地域包括支援センター

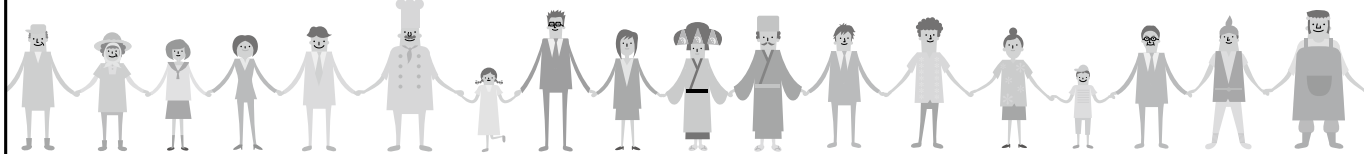
高齢者やそのご家族などからの介護や保健、福祉に関する相談

相談日時 随時

相談員 玉城、与那嶺、新垣

問合せ 西原敬愛園内 西原町地域包括支援センター ☎882-0117

人と人をつなぐ 幸せを、いつまでも。



KOBUNDO
光文堂コミュニケーションズ(株)
<http://www.kobundo.net>
本社 〒901-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城577番地 TEL.098-889-1131
中部営業所 〒904-0021 沖縄県沖縄市胡屋5-21-6 TEL.098-934-1131
東京支店 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-5-12 ABEビル6階 TEL.03-3239-8900



介護保険適用住宅改修工事

支給額 **最高18万円**

和式便器→洋式便器 手すり・スロープ設置 和室→洋室

福祉用具専門相談員
福祉住環境コーディネーター
のいるお店



株式会社



2年連続
業界トップ!

下水道接続工事 助成金交付実績

西原町全体の
約1/3の実績 **32件**

ご契約頂いた皆さまに御礼申し上げます。

西原町下水道排水設備指定工事店

946-4508

沖縄県知事許可（一般-21）第11573号
〒903-0124 西原町呉屋69-2



生涯学習だより

生涯学習のマスコット「マナビイ」

第230号

平成27年6月1日

生涯学習課 ☎ 098-945-5036

中央公民館 ☎ 098-945-3657

町民体育館 ☎ 098-945-8095

坂田児童館 ☎ 098-944-6308

西原児童館 ☎ 098-945-4393

西原東児童館 ☎ 098-944-0976

夜間巡回指導ボランティア募集

青少年の非行防止や青少年を事件・事故から守るため、毎月第3金曜日、夏休み期間の毎週金曜日に夜間巡回を行っています。西原町内を車両または徒歩で巡回し、青少年に帰宅を促しています。

みなさまのご理解ご協力を宜しくお願いします。

【集 合 場 所】 西原町役場 町民広場西玄関

【日 時】 毎月第三金曜日
夏休み期間の毎週金曜日
集合 21:15 巡回 21:30～23:00

【持 ち 物】 懐中電灯

【備 考】 雨天時は中止となります。
歩きやすい服装でご参加をお願いします。

【問 合 せ】 西原町青少年健全育成協議会
☎ 945-5036

中央公民館からのお知らせ

文教大学

～いきいきシニア講座～
(おおむね60歳以上対象)

毎週火曜日
14:00～16:00
全8回

7月7日(火) 終活について エンディングノート作成

7月14日(火) 相続対策について

7月21日(火) 遺言書の書き方について

7月28日(火) 川柳をたしなむ

8月4日(火) 沖縄の巨木・名木巡り(※13:00～17:00)

8月11日(火) スマートフォン・タブレット活用法Ⅰ

8月18日(火) スマートフォン・タブレット活用法Ⅱ

8月25日(火) スマートフォン・タブレット活用法Ⅲ

■申込期間：6月1日(月)～6月30日(火)

■教 材 費：エンディングノート代1000円

■対 象：おおむね60歳以上の西原町在住及び在勤者50人

【問合せ・申込先】 西原町中央公民館
☎ 945-3657 FAX 945-4016

尚円王生誕600年記念事業 町民連続講座開催

う え ざ と た か し
第1回講師 上里 隆史氏
「目からウロコの琉球・沖縄史」著者

【日 時】 7月5日(日) 14:00～

【場 所】 西原町立図書館2階 集会室

入場無料

平成27年度は、国指定史跡「内間御殿」にゆかりのある尚円王生誕600年の年にあたることから、さまざまな記念行事を開催する予定です。

【問合せ】 教育部生涯学習課 文化財係
☎ 944-4998

町民体育館からのお知らせ

★西原町民体育館 利用予定★
5日(金)・6日(土)・7日(日)
中頭地区中学校総合体育大会バレーボール競技

★西原町民陸上競技場 利用予定★
13日(土) 第30回九州大学サッカーリーグ1部
13:00 kickoff 沖縄国際大学 VS 佐賀大学

★西原町体育協会 大会予定★
14日(日) 第13回 西原町バドミントン選手権大会
21日(日) 西原町各区対抗バスケットボール大会
21日(日) 西原町各区対抗卓球大会
21日(日) 西原町ソフトテニス大会(一般の部)
28日(日) 西原町各区対抗野球大会

【問 合 せ】 西原町体育協会(西原町民体育館内)
☎ 945-8095

坂田児童館 ☎ 944-6308	西原児童館 ☎ 945-4393	西原東児童館 ☎ 944-0976
★6日(土) 館内消毒の為1日閉館 5日の16時から消毒準備の為、プレイルームは使えません ★父の日プレゼント作り 18日(木)～20日(土) 15:30～ 申込期間8日(月)～13日(土) 材料費50円 詳しくは児童館まで	★トランポリン教室 4日(木) 15:30～17:30 定員20人 ケンケン先生がやってきます、楽しいよ 動きやあいズボンで来てね ★父の日プレゼント作り 18日(木)～19日(金) 15:00～ 20日(土) 10:00～ 材料費30円 定員20人 定員に達し次第締め切ります。	★平和の読み聞かせ さわふじの木の下で(大型紙芝居) 11日(木) 10:00西原東幼稚園 ★トランポリン 12日(金) 15:00～16:00 ※幼稚園生以下は保護者同伴 ※必ずズボンをはいてきてね。 ★父の日プレゼント作り 16日(火)～18日(木) 材料費100円、定員15人 定員に達し次第締め切ります。
★3館合同親子体操 17日(水) 10:30～11:30、坂田児童館で開催、乳幼児の親子対象		



にし はら ちょう りつ と し ょ かん

第128号 西原町立図書館

☎ 944-4996 FAX.944-4997

http://library.town.nishihara.okinawa.jp/
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



西原町立図書館カレンダー 平成27年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

印の日は休館日です。
印の日は館内整理日(毎月第3木曜日)

»»»»»開 館 日«««««
【火～金】午前10時～午後7時
【土・日】午前10時～午後5時
»»»»»休 館 日«««««
・定期休館日(毎週月曜日)
・館内整理日(第3木曜日)
・慰霊の日(6月23日・火曜日)

平成27年4月の統計

開館日数	24日
来館者数	10,451人
貸出点数	15,452点
1日平均貸出点数	644点



本町では、6月を「平和月間」として、恒久平和を希求する町民の意思に基づき平和関連事業を推進しています。本図書館においても、資料展をとおして、戦争の恐ろしさ・愚かさを伝え、「平和であること」の大切さを発信していきたいと考えています。

1. 期間 6月19日(金)～6月30日(火)
2. テーマ 戦争と西原
3. 内容
 - (1) 西原町戦争体験証言記録展示
「戦争体験・平和への証言」
「西原町遺族会記念40年のあゆみ」
「西原町史第3巻資料編西原の戦時記録」
「戦世を生きのびて」
「太平洋戦争・沖縄戦西原町世帯別被災者記録」
 - (2) 写真展「西原町戦争遺跡等」
 - (3) 「平和を考える本」…戦争平和関連資料展示
・絵本、紙芝居 ・対馬丸関連 ・戦争体験証言集
・ひめゆり関連 ・戦争写真集 ・CD、DVD
 - (4) ワークショップ
『西原町戦争体験者の記録を手造り本にしよう』
【日時】6月20日(土)、21日(日) 14:00～16:00
【場所】西原町立図書館2階・集会室
 - (5) 上映会
【日時】6月21日(日) 11:00～ 【場所】西原町立図書館2階・集会室 【対象】一般




定期行事

(※変更になる場合もあります。ご了承ください)

紙芝居	(毎月第1・第3土曜日)	【日時】6月6日・20日(土) 11:00	【場所】おはなしのへや
お話会	(毎月第2・第4日曜日)	【日時】6月14日・28日(日) 15:00	【場所】おはなしのへや

23 広報にしはら No.520 H27.6.1

広報にしはら No.520 H27.6.1 22